

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関するQ & A

〈農業近代化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金及び農業経営負軽減支援資金〉

令和 7 年 4 月
農林水産省経営局金融調整課
経営・災害金融グループ

(問 1) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」は、どのような趣旨で貸付対象とされたのですか。

(答)

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきてところですが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題となっています。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）等の改正法が令和 4 年 5 月に成立しました。

こうした動きを踏まえ、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等を支援するため、農地利用効率化等支援交付金（※）が措置されたことに伴って、融資においても一体的に支援する必要があることから、制度資金（農業近代化資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金及び農業経営負軽減支援資金）の貸付対象者として追加することとしたものです。

（※）目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する交付金。

(問 2) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」とは、どのような者ですか。

(答)

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（「目標地図」をいう。）などを明確化し、公表したもののうち、目標地図に位置付けられた者を指します。

(問 3) 融資機関は、「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」をどのように確認するのですか。

(答)

融資機関は、借入希望者から市町村が発行した「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書」（別添参考様式参照）の提出を受けることにより、確認してください。

(問 4) 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」は、どのようなメリットがあるのですか。

(答)

制度資金の貸付対象者である認定農業者や主業農業者（※）等の要件を満たさなくても、市町村から「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書」の発行を受ければ、貸付対象者となることが可能です。

また、農業近代化資金及び経営体育成強化資金（経営改善）については、資金使途として設備資金に加え、長期運転資金も利用することができます。

※【主業農業者（経営体育成強化資金及び農業金近代化資金における要件）】

- 1 農業所得が総所得の過半又は農業粗収益 200 万円以上
(法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半又は農業に係る売上高が 1,000 万円以上)
- 2 青壮年の家族農業従事者がいること
(法人の場合は、常時従事者である構成員がいること)
- 3 個人農業者（60 歳以上）の場合、後継者がいること
- 4 簿記記帳を行っていること

別添

【参考様式（2025年4月版）】

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書

（農業近代化資金・経営体育成強化資金・農林漁業セーフティネット資金・
農業経営負担軽減支援資金関係）

年 月 日

〇〇市町村長 殿
（又は 〇〇市長村 御中）

申請者 住 所
氏 名
（申請者は、借入申込を行う方と同じ名義
になります。押印は省略可。）

私が、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち同条第3項の地図に位置付けられた者）であることを証明します。

市町村名
役 職 名
氏 名

※「地域計画」の策定に関与しているしかるべき者
（役職等の指定はなし。押印は省略可。）

※注1： 申請者は、借入申込みを行う方と同じ名義にしてください。また、申請者が複数名の場合、本証明書は、申請者の全員が要件に該当することを証明するものとなります。

※注2： 「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の話を踏まえて策定する、地域の将来（概ね10年後）の農地利用の姿を明確化した計画（目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を含む。）のうち目標地図に位置付けられた者を指します。